

政令第八号

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令

内閣は、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第六十七条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第二項第十五号を次のように改める。

十五 三・三―ジクロロ―四・四―ジアミノジフェニルメタン

第二十三条第五号中「ポット法」を「ポット法」に改め、同条に次の一号を加える。

十五 三・三―ジクロロ―四・四―ジアミノジフェニルメタン（これをその重量の一パーセントを超えて

含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務

別表第三第二号19を次のように改める。

19 三・三―ジクロロ―四・四―ジアミノジフェニルメタン

附 則

この政令は、公布の日から施行する。